

ソフトウェア使用規定 変更箇所対比表

下記の通り使用規定を変更いたしました。

トータル・ソフトウェア株式会社  
第3版 2024年3月4日 改定

新	旧	変更箇所
<p>1. 使用条件</p> <p>(略)</p> <p><u>⑤お客様は許諾ソフトの使用バージョンに対応するコンピュータの OS バージョンで利用する必要があります。</u> <u>最新の OS 対応状況は、弊社ホームページで確認できます。</u></p>	<p>1. 使用条件</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>3. <u>ユーザー登録と認証 ID 発行</u></p> <p>①お客様は許諾ソフトをインストール後90日以内に認証 ID を登録する必要があります。この期間を過ぎると許諾ソフトが使用できなくなります。認証 ID は許諾ソフトをインストール後「ユーザー登録カード」を<u>ご返送いただき、弊社にて正規のユーザー様として登録させていただいたお客様に発行いたします。</u></p> <p>②許諾ソフトの使用環境の変更などで再インストールを行った場合(削除)、認証 ID の再発行を行う必要があります。<u>その場合、お客様は再インストールの事由を明確に示し、その事由が1項の使用条件を満たしていれば認証 ID の再発行を請求できます。ただし、その理由如何によって弊社は認証 ID の再発行を拒否することができます。</u></p>	<p>3. <u>認証 ID</u></p> <p>①お客様は許諾ソフトをインストール後90日以内に認証 ID を登録する必要があります。この期間を過ぎると許諾ソフトが使用できなくなります。認証 ID は許諾ソフトをインストール後「ユーザー登録カード」を<u>ご返送いただいたお客様に発行いたします。</u></p> <p>②許諾ソフトの使用環境の変更などで再インストールを行った場合は<u>再度</u>、認証 ID の発行を受ける必要があります。そのような場合、お客様は再インストールの事由を明確に示して弊社に再発行を請求できます。その事由が1項の使用条件を満たしていれば認証 ID の再発行をいたします。また、弊社は<u>その事由によっては再発行を拒否できます。</u></p>	<p>(変更) 条項名変更</p> <p>(変更)</p> <p>(削除) (変更) 条文全体を整理</p>
<p>(削除)</p>	<p>4. <u>ユーザーサポート</u></p> <p>①製品のご購入後、お客様は製品に同封されている「ユーザー登録カード」に必要事項を記載のうえ速やかにご返送ください。弊社はユーザー登録カードの受領により、お客様を正規なユーザー様として登録させていただきます。<u>ユーザー登録がなされないと、原則としていかなるお問い合わせにも対応できません。また、認証ID発行後6ヶ月間は許諾ソフトの運用においてご自分で解決できない問題が生じた場合、弊社はその解決方法について相談に応じます。この場合の有償・無償の判断と料金の決定は弊社にて行います。</u></p> <p>②ユーザーサポートを継続的に安心してお受け頂くために保守契約の制度が</p>	<p>(削除)</p>

	<p><u>ございます。保守契約を結んで頂いたお客様には、弊社または販売店様を通じてのお問合せ対応だけでなく、機能改良および制度改正・基準値改訂に対応した許諾ソフトに対するアップデートソフトが入手できます。また、保守契約専用のホームページから運用に役立つ情報を数多く入手できます。</u></p>	
<p><u>4. 製品保証</u></p> <p><u>①許諾ソフトをご購入後、認証 ID を発行し正規のユーザー様として登録させていただきます。ユーザー登録がなされないと、原則いかなるお問い合わせにも対応できません。ただし、認証 ID 発行後 3 か月間は許諾ソフトの不具合などにより解決できない問題が生じた場合などは不具合の解消をおこないます。それ以外の対応に関しては有償・無償の判断と料金の決定は弊社にて行います。</u></p> <p><u>②各種運用上の問題を継続的に安心してお受け頂くために『保守契約制度』がございます。保守契約を結んで頂いたお客様には、弊社または販売店様を通じてのお問合せ対応だけでなく、機能改良および制度改正・基準値改訂に対応した許諾ソフトに対するアップデートソフトを入手できます。また、保守契約専用のホームページから運用に役立つ情報を数多く入手できます。</u></p>		<p>(新設)</p>